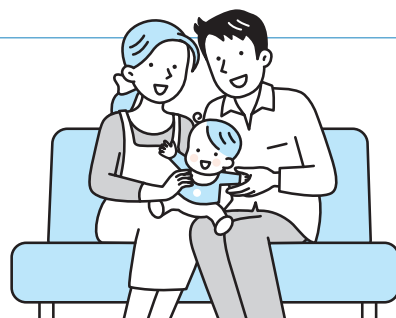


児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当・母子および父子家庭等医療費助成を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要となります。期間中に「**現況届**」の提出がない場合、11月分以降の児童扶養手当、8月分以降の特別児童扶養手当の給付が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

該当者へは「現況届に関する案内」を7月下旬頃に発送いたします。



- ・所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ・「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなります。
- ・届出は、必ず受給者本人が行ってください。(代理人での受付はできません。)
- ・所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。

受付期間 8月3日(月)～8月31日(月)
(9時～11時30分、13時～16時) ※土日祝日を除く計20日間

受付会場 本庁舎東棟3階 大講堂(8月3日(月)～8月19日(水))
本庁舎東棟2階 こども家庭課(8月20日(木)～8月31日(月))

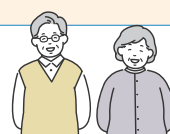
詳細は
こちら



問 こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983



高齢者福祉サービスのご案内



市では、介護保険サービス以外にも高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。

1. 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に対し、24時間対応可能な緊急通報装置を設置することで、日常生活の安全確保と不安を解消することを目的としたサービスを提供しています。

《利用条件》

- ①在宅でひとり暮らしをしている
65歳以上の虚弱な高齢者
- ②65歳以上の高齢者のみの世帯で
どちらか虚弱な場合

《設置する機器》

モバイル端末、みまもりセンサー



詳細はこちら

2. ふれあいコール事業

ひとり暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけることで、日常生活の安全確認や心のふれあいを提供するサービスを提供しています。

《利用条件》

- ①在宅でひとり暮らしをしている
65歳以上の高齢者

《コール実施日》

月曜日・水曜日・金曜日の
午前中 ※曜日の調整可能



詳細はこちら

敬老関連事業 慶祝記念品 撮影期間のご案内 7/31まで!

市では、「**トーチカ**」「**カジマヤー**」「**新百歳**」を迎えられる方に慶祝記念品および敬老祝金の支給を行っております。対象者で記念品の作成を希望する方は、**7月31日(金)**までに担当写真館へご予約の上、撮影を行うようお願いいたします。(撮影はせずにお手持ちの写真・データを利用することもできます。)

※今年度の対象者には既に案内通知を送付しております。詳細は通知書をご確認ください。

問 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208